

2023年8月

お客様各位

株式会社アルバイトタイムス

令和5年度 最低賃金改定のご案内

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また平素はひとかたならぬご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度も10月に最低賃金が改定されますので、ご案内申し上げます。
都道府県ごとに発効日が異なりますので、ご注意くださいませ。 ※付表参照

なお、弊社求人媒体にご掲載いただきます際には、下記の号より改定後の最低賃金にての表記をお願いいたします。

敬具

記

<紙媒体>

- DOMO静岡3版 … 9月28日（木）号
- DOMO愛知・岐阜版 … 9月25日（月）号

<ネット媒体>

- DOMO NET、JOB 静岡版 … 9月28日（木）号
- DOMO NET、JOB 愛知・岐阜版・東日本版・西日本版（西日本はDNのみ） … 9月25日（月）号
- ワガシャ de DOMO

…募集する事業所（勤務地）の所在地の発効日より適用のタイミングが異なります。

静岡／10月1日（日）公開分より 愛知・岐阜／10月1日（日）公開分より ※他、付表参照

※なお、ネット媒体や連載原稿につきましては、掲載期間が発効日をまたぐ場合は下記表記例のように新旧の時給を併記いただきますようお願いいたします。（例）時給984円（9/30までは時給944円）

※ワガシャ de DOMOにつきましては、最低賃金を下回る記事は公開ができないようシステム制御がされており、公開中の記事も、発効日以降に最低賃金を下回る場合は自動的に非公開となります。発効日をまたぐ場合は、給与欄に新時給を、給与詳細欄に新旧時給を併記ください

※Indeedにつきましても、発効日以降に最低賃金を下回る記事は自動的に非公開となります。

※最低賃金の適用は、掲載される版・エリアではなく募集する事業所（勤務地）の所在地となります。

（派遣業の募集の場合は派遣先の事業所の所在地です）

※最低賃金は試用期間中の給与についても適用されます。試用期間中の時給を、－（マイナス）表記されているお客様は、差し引き後の金額にもご留意下さい。

※深夜勤務の時給（25%増し）も、改訂後の最低賃金を下回らないよう、ご留意下さい。

※月給表記の場合は月給÷1ヶ月平均所定労働時間が最低賃金を下回らないようにお願いいたします。

<付表：地域別最低賃金>

地域	令和5年度 最低賃金 時間額		発効日	(参考) 令和4年 度	お問合せ先
	日中	深夜(25%増)			
東京都	1,113 円	1,391 円	10月1日	1,072 円	東京労働局賃金課 03-3512-1614
神奈川県	1,112 円	1,390 円	10月1日	1,071 円	神奈川労働局賃金課 045-211-7354
埼玉県	1,028 円	1,285 円	10月1日	987 円	埼玉労働局賃金室 048-600-6205
千葉県	1,026 円	1,283 円	10月1日	984 円	千葉労働局賃金室 043-221-2328
山梨県	938 円	1,173 円	10月1日	898 円	山梨労働局賃金室 055-225-2854
静岡県	984 円	1,230 円	10月1日	944 円	静岡労働局賃金室 054-254-6315
愛知県	1,027 円	1,284 円	10月1日	986 円	愛知労働局賃金課 052-972-0257
三重県	973 円	1,216 円	10月1日	933 円	三重労働局賃金室 059-226-2108
岐阜県	950 円	1,188 円	10月1日	910 円	岐阜労働局賃金室 058-245-8104
大阪府	1,064 円	1,330 円	10月1日	1,023 円	大阪労働局賃金課 06-6949-6502
兵庫県	1,001 円	1,251 円	10月1日	960 円	兵庫労働局賃金課 078-367-9154
京都府	1,008 円	1,260 円	10月6日	968 円	京都労働局賃金室 075-241-3215

以上、よろしくお願いたします。